

新型コロナウイルス感染拡大予防 ガイドライン等に基づく取組を支援します!

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業

助成限度額**50万円**
(内装・設備工事費を含む場合は**100万円**)

東京都内の事業者の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら経済活動を進めていくためには、
いわゆる3密回避を前提としたビジネスモデルへの転換が必要となります。



密閉空間の回避



密集場所の回避



密接場所の回避

そこで、業界団体が作成した感染拡大防止ガイドラインの普及啓発から、ガイドライン等に沿った都内中小企業の具体的な取組までを支援する「新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業」を実施します。

本事業では、上記事業の一環として、ガイドライン等に基づく取組を行う中小企業等を支援するため、その経費の一部を助成します。

詳細は裏面をご参照ください



公益財団
法人

東京都中小企業振興公社



Social Distancing

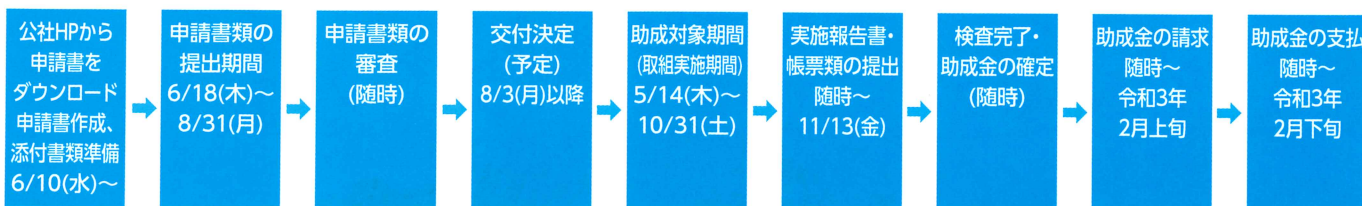
新型コロナウイルス感染予防対策 ガイドライン等に基づく対策実行支援事業

助成事業の概要

- 1 助成対象者:** 中小企業者（会社及び個人事業者）、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、中小企業団体等
※令和2年5月14日現在、都内に登記簿上の本店又は支店があり、都内で実質的に事業を行っていること
- 2 助成対象経費:** ①ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な内装・設備工事費
【例】・飛沫感染防止のためのパーテーション設置工事費・室内の空気を屋外に排気する機械換気設備の設置工事費
②ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な備品の購入費（1点あたりの購入単価が税抜10万円以上のもの）
【例】・サッカー台（会計後に袋付けする作業台）の追加購入費
- 3 助成限度額:** **50万円** 但し、内装・設備工事費を含む場合は **100万円**（申請下限額10万円）
- 4 助成率:** **2/3** 以内
- 5 助成対象期間:** 令和2年5月14日（木）から同年10月31日（土）まで
- 6 募集期間:** 令和2年6月18日（木）から同年8月31日（月）まで
※予算額に達した場合は、募集期間中に受付を終了します。
- 7 申込み方法:** 公社ホームページから申請書をダウンロードし、必要書類を添付のうえ、下記の宛先に郵送してください。
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/guideline.html> 公社 ガイドライン 助成金 検索
- 8 書類送付先:** 〒101-8691 日本郵便株式会社 神田郵便局 郵便私書箱第98号
公益財団法人 東京都中小企業振興公社
感染予防対策ガイドライン実行支援事業事務局



9 事業スケジュール(予定)



お問合せ先

 公益財団法人 **東京都中小企業振興公社** 企画管理部 助成課
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業

電話: **03-4326-8174**

■ 6月11日～8月31日 > 9時～19時（土日祝日含む）

■ 9月1日～2月26日 > 9時～17時（平日のみ）